

令和7年度吉岡町合併処理浄化槽設置事業費補助金交付事業

1 補助金交付対象となる区域及び建築物

☞公共下水道整備区域又は認可区域及び農業集落排水区域を除く全域

ただし、建売住宅、5戸以上の分譲住宅、賃貸を目的とした住宅又は1,000㎡以上の開発行為による箇所は補助対象外

☞一般住宅（専用住宅または居住の用に供する延べ床面積が2分の1以上の併用住宅）のみ

※町にある3地区の農業集落排水区域内の排水処理は、以下のとおり対応が異なります。

- ・上野田農業集落排水区域 → 宅地接道に下水道本管が埋設されている場合は、令和7年度から下水道に接続、それ以外は浄化槽にて対応
- ・北下南下農業集落排水区域 → 処理場の処理能力が限界値に達しているため、浄化槽対応（令和8年度から上野田農業集落排水区域と同様の対応予定）
- ・小倉農業集落排水区域 → 宅地接道に下水道本管が埋設されている場合は下水道に接続、それ以外は浄化槽

2 補助金交付限度額

人 槽	新設または新設扱い転換	転換（くみ取り・単独 → 合併）
5人槽	174,000円	274,000円
6～7人槽	225,000円	325,000円
8～10人槽	298,000円	398,000円

※11人槽以上の浄化槽は、補助金交付の対象となりません。

当該年度予算の範囲内で、**令和7年4月から12月25日までの間に受付**をします。（令和8年1月～3月は受付できません。）申請にあたってご不明な点がございましたら吉岡町役場上下水道課下水道室（Tel. 0279-54-3111 内線507）へお問い合わせください。

3 設置する上での留意事項

（着工前に必ず申請をしてください。）

- 1) 設置する場所が補助金交付対象区域内であるかを、当下水道室に確認してください。
- 2) 浄化槽を現場に設置する日程を事前に当下水道室へ連絡し、浄化槽や現場の状況等の確認のための立ち会い（中間検査）を求めてください。
- 3) 施工時は、別添の「工事写真の例」を参考に記録写真を残してください。また、撮影日は入れずに1部（実績報告書添付）作成してください。
- 4) マスはすべてインバートマスを設置し、溜マスは使用しないでください。
- 5) 浄化槽のマンホール蓋のかさ上げは、**30cm以内で施工**してください。
- 6) 流末については、農業用水路等の確認を事前に実施し必要な手続きをしてください。
- 7) 掘削深1.5mを超えるような場所で、地山に対し自立安全できるように3割～5割の法勾配を付けるか、土留め工を設けるようにしてください。
- 8) プレキャスト（PC）底板を使用する場合は、別紙取扱要領に基づき施工してください。
- 9) 排水先側溝がなく、流末処理をやむを得ず浸透ますを設置する場合は、群馬県浄化槽槽指導要綱第2の4放流先の条件にしたがって施工してください。

補助金交付申請の流れ

	補助金の交付申請書の提出 (着工前の申請が必須です。) ① 補助金交付申請書（様式第 1 号）〈申請者押印不要〉 ② （新規設置の場合）建築確認通知書の写し （転換設置の場合）既設の単独処理浄化槽等の埋設状況を確認できる写真 ③ 浄化槽仕様書又は設置届一式の写し（環境保全に関する誓約書、工場生産浄化槽認定シート、各種図面（案内図、配置図、平面図等）） 1 ④ 厚生労働省国庫補助指針適合の登録証の写し及び登録浄化槽管理票（C 票） ⑤ 浄化槽機能保証制度に基づく保証登録証（市町村用） ⑥ 設置工事請負契約書の写し（印紙、割印、捨印が必要） ⑦ 昭和 62 年度以前の浄化槽設備士資格取得者→設備士免状の写しと小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会修了証書の写し 昭和 63 年度以降の浄化槽設備士資格取得者→設備士免状の写し ⑧ 見積り書 ⑨ 既成底板コンクリートを使用する場合は、製品図面及び構造計算書等
2	浄化槽工事業者等の変更があった場合、浄化槽工事業者等変更報告書の提出
3	浄化槽の設置（中間検査を行いますので、上下水道課下水道室 0279-26-2284 へ連絡し検査日時を指定してください。）
4	実績報告書の提出（設置完了後速やかに提出してください。） ① 実績報告書（様式第 4 号）〈申請者（補助事業者）押印不要〉 ② 保守点検業者及び清掃業者との業務委託契約書の写し（印紙、割印、捨印が必要） ③ 群馬県環境検査事業団への法定検査申込書（7 条検査）の写し ④ 工事施工チェックリスト ⑤ 浄化槽設置工事費等に関する領収書の写し（印紙、割印、捨印が必要） ⑥ 工事経過写真 1 部 〈浄化槽工事写真の撮り方（例）を参考にしてください。〉 【単独槽からの転換の場合は⑦⑧、くみ取り槽からの転換は⑧の添付を要します。】 ⑦ 浄化槽使用廃止届出書の写し（県様式） ⑧ 撤去した単独処理浄化槽又はくみ取り槽の写真、 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写し
5	補助金交付請求書の提出（様式第 6 号） (振込先誤り防止のため、通帳の最初のページ（口座情報が記載されているページ）の写し又は写真を添付してください。)
6	完成検査（原則行いません。浄化槽が正常に機能しているか、インバートマスが正しく設置されているか等、施工写真を整理して実績報告書に添付してください。）
7	補助金の交付（実績報告書の精査後、指定の口座へ振込します。）

※ 浄化槽使用開始報告書等は、中部環境事務所へ提出してください。

中部環境事務所（前橋合同庁舎内）前橋市上細井町2142-1 Tel. 027-219-2020 Fax. 027-231-1166